

障がい者施設における農業参入の進め方

1 まずは農作業を受託してみましよう

農業経営体から障がい者施設への作業委託があります。利用者が農業就労を希望する場合は、ハローワークに相談しましょう。

●ステップ1<農業経営体とのマッチング>

- ・ぎふアグリチャレンジ支援センター又は最寄りの農林事務所農業普及課に相談しましょう。受託可能な障がい者施設と委託希望作業がある農業経営体のマッチング支援を行います。

●ステップ2<作業受委託契約>

- ・受託作業の量、内容、出来高などから農業経営体と協議の上、受託料を設定します。
- ・その後の手続きは、2ページ「農業経営体における障がい者の受け入れの進め方2(2)のステップ2」と同様です。

<活用できる主な支援制度>

支援制度	窓口	内容	実施主体
障がい者農業就労支援サポーターの派遣	(一社)岐阜県農畜産公社	・初めて業務委託を受けたり、農業参入する等の障がい者施設に対し、障がい者の作業支援をする就労サポーターを派遣 ・1事業所あたり年10回まで	障がい者施設

2 本格的に農業に参入するには

●ステップ1<営農計画の策定>

- ・いつ、どこで、何を、どのように生産し、どこで、どのように販売するか、綿密な営農計画を策定しましょう。営農計画の策定にあたっては、ぎふアグリチャレンジ支援センター又は最寄りの農林事務所農業普及課に相談しましょう。

●ステップ2<農地の確保>

- ・農地の確保には、農地所有者の合意を得たうえで、農地中間管理機構事業の活用や、農地法などに基づく権利設定が必要となります。ぎふアグリチャレンジ支援センター又は最寄りの市町村農業委員会に相談しましょう。

●ステップ3<機械・施設の整備>

- ・農業を開始するためには、機械・施設等の生産基盤を整備するなど初期投資が必要となります。本格的に農業経営を開始する場合は、農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者」になれる可能性もあります。認定農業者制度については、最寄りの市町村に相談しましょう。

<活用できる主な支援制度>

支援制度	窓口	内容	補助率	実施主体
農山漁村振興交付金(福祉農園等整備事業)	東海農政局	福祉農園等の開設及び充実に必要となる施設等の新設、補修又は改修に対する助成	1/2以内	障がい者施設等

※障がい者農業就労支援サポーターの派遣制度も利用できます。

